

## 白山中学校 生徒指導基本方針

### 生徒指導の考え方

現在の学校状況は、全体としては落ち着いているが、長欠として認知される生徒数は30人を超える。また、困り感の高い生徒に指導が入らず、「荒れ」の兆候が昨年度までであった。そしてその原因を「教師の能力や姿勢の問題」「家庭の教育力の減退」といったところに見出そうとしている傾向がある。学校が悪くなったわけでも、教員の力が昔よりも劣っているわけでもない。学校をとりまく社会全体が昔と全然違っているだけである。昔は秩序維持のために体罰も平然と行われてきた。でも、それを懐かしんで嘆いても現実的ではないし、そういう指導で生徒達を大人しくさせるのは時代遅れになってしまう。そして、何よりも誰もそういう学校を望んでいないという現実がある。

しかし、現実的には、個々の教師の努力だけでカバーできる範囲を遥に超えた構造的な要因を含んだ現象が起きている。従って我々が構築しなければならないのは、普通の先生が、普通に努力して指導できるシステムを再構築しなければならない。

### 1 生徒指導の基本方針

#### (1) 人に優しく、厳しい指導 「愛情を持って、生徒の将来を考えて厳しく指導する」

##### <生徒指導の基本>

##### ○絶対許さない覚悟

- ・行動が変容するまで寄り添って指導し続ける」

##### ○「聴く」関係から信頼関係を作る

- ・問題を起こす生徒は気持ちが安定せず不安定な状態。
- ➡やってしまった理由、気持ちを聞きだし、心情を理解しようとする姿勢で受容しなければ、信頼関係は築けない（上っ面はダメ。子どもはすぐ分かる）。**真摯な、寄り添える対応**を心掛けたい。

##### ○「聴くこと、訊くこと」を意識した指導

- ・事情聴取のような「訊く、聴く」指導で終わってはならない。
- ➡「責任の取り方、謝罪」「今後の生活改善、在り方」をどうしていくかを本人の口から出させたい。**引き出す指導に取り組む。**
- ・生徒、保護者が納得いくまで聴きだす。方向付け→実践→評価し、行動を変容させる指導。

##### <いじめ>

##### ○いじめ被害にあった生徒への全面的な寄り添い

- ・加害生徒及び集団に対しては「やられた側にも問題が…」「そこまでとは思っていなかった…」「ただ見ていただけ…」の3つの場合を徹底的に指導する。
- ➡いじめについては、見えるように動くことが大切。個別指導と全体に返す場面をつくること。

## <犯罪行為>

### ○犯罪行為や触法行為が発生した場合は、関係機関と連携して対応

- ・原則として校内で起こる軽微な犯罪は、親告罪になることがほとんど。被害者側への被害届の確認や関係機関（市教委少年センター、研究所、児童相談所、家庭裁判所、我孫子市警察署生活安全課等）との連携を図る必要がある。

➡関係機関との連携については、管理職または生徒指導主任が窓口となる。特に発達障害を抱えている生徒を医療につなぐ場合は、担任が直接、接触すると感情を損ねる場合があり、繋げなくなることが多い。

## (2) 体罰厳禁

**厳しい指導とは恫喝や暴力による指導ではない。感情で怒ったまま終わりにせず、必ず変容するまで寄り添った指導がなされなければならない。**

## <指 導>

### ○生徒指導とは叱ることだけではない。誉めることも生徒指導

- ・「一つ叱ったら、三つ誉める」

➡叱った後は、行動改善できるように周囲に貢献できるものを考えさせ、期間を決めて実行させる。誉めるプロセスが大切である。※怒る…腹を立てる 叱る…良い方向へ導く

### ○叱り方、誉め方の工夫

- ・厳しく叱責し、時には処罰し、それで済ませてしまうのは、叱られている意味が分からず、心が膿んでしまい立ち直りに時間がかかる。
- ・部活動と関係ない部員の問題で、部活動停止処分などにすると、関わっていない外部（保護者等）から非難を受ける。その正当性を論証することはできない。説明責任が果たせないのは十分な指導とは言えない。

### ○体罰と正当行為を意識する

#### 【まず抑えなければならないこと】

体罰・・・学校教育法第11条「体罰とは懲戒の内容が身体的性質のものである場合を意味する。殴る・蹴る等、被害者に肉体的苦痛を与えるような懲戒もまた、これに該当する。また、食事の不供与・酷使的作業命令もこれに該当する。なお、体罰に至らない懲戒行為との区分は流動的である。」

- ・非行生徒に対する自宅謹慎処分は、中学校ではあまり効果は望めない。そもそも出校停止処分は教育委員会が制定するものであり学校が単独で登校停止することはできない。
- ・懲戒（教育的指導の範囲）と体罰の違いをきちんと認識する必要がある。肉体的苦痛を与えて、感情的に生徒をコントロールしない。

### (3) 今日行く＝教育

**登校した時と同じ姿で下校させるのが基本。心身ともに傷つけられた生徒には、その日のうちに報告・連絡・相談を行うこと。**

#### ○指導した内容はその日のうちに必ず連絡をする

- ・どのような心情、状況であれ結果として隠蔽したり報告を怠ったりしてはならない。
- ➡担任の独断の処理が、学校組織に取り返しのつかない事態を引き起こしたりもする。
  - ・成績に関することも、事前に教科担任等と連携する。
- ➡評価が下がることや提出物の督促などを事前に最低2～3度は行いたい。事前に何も話さず評価を下すことは、通知票を見たときにクレームとして返ってきてしまう可能性がある。納得のいく指導を心掛けたい。

#### ○生徒指導事案が起きた場合は保護者を呼び出すよりも家庭訪問を行う

- ・校内で起こった問題で親を責めるのはもってのほかである。
- ➡一番困っているのは保護者であることを忘れてはならない。担任が困っている保護者を支援せず敵対しては子どもが救われない。最終的には担任も窮地に陥る。

#### ○被害にあった生徒の保護者には面談も含めその日のうちに真摯に対応する

- ・問題を抱えている生徒の指導を生徒指導や養護教諭、カウンセラーに任せっぱなしにしない。
- ➡生徒の心情としては、担任に見捨てられた感が強まってしまう。これでは生徒は救われない。さらには非行傾向のある生徒は担任に恨みを晴らすかのように迷惑行為を繰り返すようになる。

#### ○生徒指導事案が発生した場合は管理職や生徒指導主任に報告する

- ・生徒指導は個人が抱え込むものではない。組織対応を行い迅速に対応する。
- ➡事案が発生した場合は、様々な機関との連携や対策を考える必要があり、それが早期解決につながる。このような行動を個人で行うことなく、組織で対応していき最善を導き出していかなくてはならない。組織で動くための始めの一步が「報告・連絡・相談」である。

### (4) 生徒活動の組織運営

**健全な生徒の声を拾って、底上げを図る**

#### ○生徒は生徒の中で育つ

- ・起きた問題や課題をオープンにする。
- ➡みんなで一緒に対策を考え、改善を図ることが重要。個別指導に終始せず、必ず子どもに返すように努めたい。事案によっては当該生徒・保護者に確認が必要である。

#### ○ネガティブチェックで問題意識を高め、改善行動をポジティブに行わせる

- ➡改善行動は本人から引き出す。「～をしよう」というスタンスで改善策を実行したい。

#### ○スモールステップで目標を達成させる

- ・みんなで取り組む行動目標を作り、期間を決めて集団の変化をつくる
- ➡短期の行動改善や集団変容が経営の基本である。マネジメントサイクルを短期間で繰り返し行うことで改善を実感させたい。この積み重ねがスパイラルな改善へとつながり、目標達成につながっていく

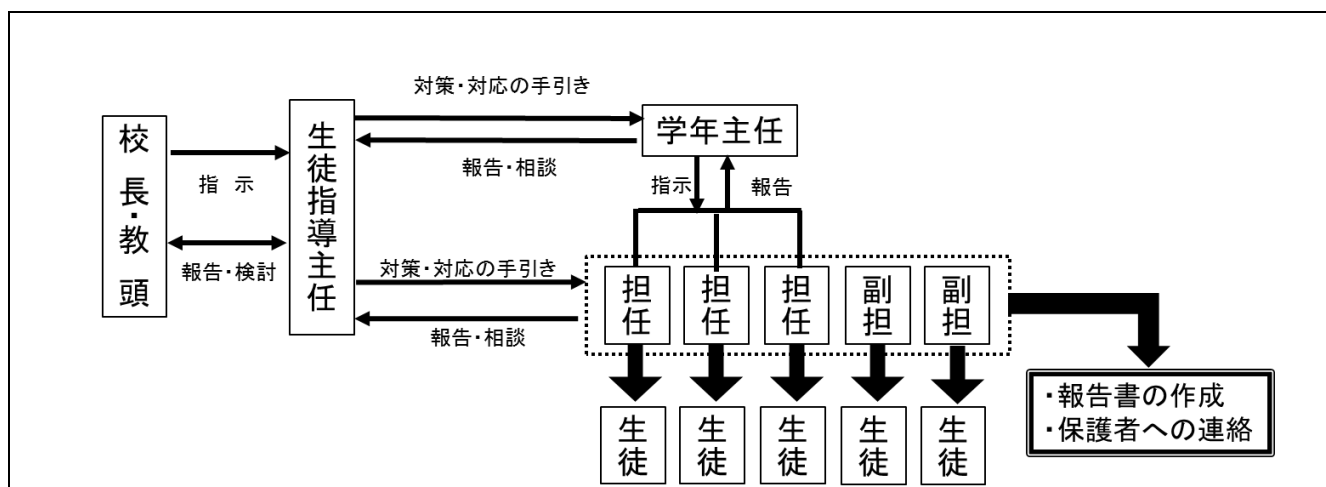
ことを指導したい。

**問題のない学級はない。問題に気付かないことが大きな問題である。**

## 2 生徒指導の組織対応について

### (1) 組織的対応する

**成果を上げるために組織的に対応する**



- ・複数生徒が絡む場合は、同時に一斉に対処しなければならない。
- ・数人の教職員が知っている状態ではなく、全職員に情報を共有する。
- 生徒と指導教員の中でどのような改善行動を計画しているか理解している状態を。教職員が「点」ではなく「面」になる組織的な指導体制をつくらなければならない。そのためには、「報告・相談・連絡」を。

### ○事件の対処は迅速且つ的確に行う

- ・校長は常に正確な情報を把握し、素早く的確な判断をしなければならない。そのためには風通しが良くフットワークの軽い体制をつくらなければならない。

校長	⇒決断、すべての責任を取る。(決断は未来の責任を取る)
教頭	⇒判断。(判断は過去の事例を参考に)
生徒指導主任	⇒組織運営の舵取り(役割、方向付け、外部との連携)
職員	⇒「自分を理解し、かばい、味方になってくれるのは担任と身近な先生」「管理職に知られたら大変だ」という意識を持たせたい。

## <記 録 (報告書) >

### ○指導に活かすための記録の重要性

・記録は組織対応、保護者への説明、専門機関、保護観察、裁判所等へつなぐための重要な証拠資料となる。これは生徒のみでなく、教職員の保護にも繋がるため確実に行う。

➡組織対応するための情報の共有・・・担任の対応の問題なのか関係機関につながねばならない生徒なのかの判断。

保護者への説明・・・・・・・・・・事実の記録を見せ、保護者の理解と支援を得る。

医師や心理士につなぐ資料・・・・・・・・生徒の言動の具体的な記録は、重要な判断材料。

保護観察中の生徒への措置・・・・・・・・具体的な資料の報告義務、適切な措置のための資料。

裁判になった場合の資料・・・・・・・・事実記載は重要な証拠となる。職員会議等よりも効果がある。

※記録（報告書）は、言動をありのままに記録する。記録者の解釈や主観を入れてはならない。誤解を招く元となる。記録（報告書）には、記載日時、記載者を必ず入れる。

### <報告書（教師用）>

生徒指導部

1. 発 生 日          平 成          年          月          日 (          )

2. 事          案          「                                  」

3. 生徒指導記録

記録者：

生徒名	時 間	指 導 記 録	備 考

例：「担任に暴言を吐く」と記すのではなく、実際に放った言動「先公てめえ、ムカつくんだよ。ぶっ殺すぞ!」と書く。

## 具体的な対処

### ○事態の発生、発見

・現行犯は見逃さない。ダブルスタンダードを作ってはならない。

➡やってはいけないことを見たら必ずその場で行動を制止するように注意し、関係職員に連絡する。問題行動を起こした生徒の保護者から直接連絡が入った場合は、連絡してくれたことに感謝し、共に考える姿勢を示す。

○生徒や保護者、外部からの情報提供があった場合は、守秘義務を遵守する。

➡間違っても「〇〇さんから聞いたんだけど～」などと該当生徒に確認するようなことはせず、上手に事実確認をすること。

## <被害者、保護者対応>

- 迅速に対応
- 簡単に学校に呼びつけない
- 最初の連絡は、家庭訪問が優先
- 自分や学校の立場を弁明しない
- 穏便に済ませようとしたり、促すような受け答えはしない
- 確実な対処を約束する。そして報告を

➡いじめ等の事案が発生した場合は、絶対に翌日回しにしない。この場合、教師側の都合は全く関係ない。家庭への報告は、被害者には学校が出向くのが原則。相手に出向き、学校で起きてしまったことに陳謝するとともに、正確に詳細を説明することが大切である。電話で報告したり、それで済ませようとするな。

その際に、担任は全面的に被害者側に立ち、誠実に対応すること。「お子さんにも原因があったので・・・」などのような対応はしないこと。更には、自分（教職員）の救護に回るような発言をせず、真摯に対応したい。ことによっては、加害者ではなく学校が訴えられることにもなりかねない。

## <実態の把握>

- 大きな事件、集団的な事件の場合は素早く事実を確認する
- 集団の場合は、同時に事実を確認する。
- 聞き取り作業は複数の教員で対応（一人は訊く、一人は記録）
- 聞き取り方としては「いつ、どこで、誰と、何をした」かを訊き出す
- 証言が合わない場合は、厳しく確かめる

➡問題が起きた場合は、時には授業を自習にしてでも迅速に対応し、「口裏を合わせない、隠蔽させない」ことが大切である。集団での事件に関しては同時に聴き取りを行い、矛盾点があった場合には、「A君は正直に話したよ。君の言っていることが嘘だとまずい」など聴き方を工夫したい。また、集団の際には複数人呼び出し、まとめて聴き取りを行うことはしない。話を合わせられ、真実が見えなくなってしまうことがあるので注意したい。基本、真実を聞き出すときには、行為そのものの事実を淡々と聞きだし、「なぜやったか」は問題にしない。対処・対応等の指導は事実確認の後に行う。

## <事件を起こした生徒への指導>

### ○叱責だけではなく意味を分からせる

➡長々説教をして「わかったか！気をつける！」だけでは指導にならない。

担任が寄り添い、「何をやったか」「どうしてやったか」「どうなったか」「何を思ったか」

「相手に対してどう思うか」「今後どう生活をしていくつもりか」等々を丁寧に問いただして文章に書かせたい。間違った判断をしていたら、その都度指導していくこと。

手間がかかる作業ではあるが、こうしないと理解できないものもある。

< 報告書 (生徒用) >

報告日： 月 日

【報告書】

年 組 氏名

「何をやったか」

「どうしてやったか」

○処罰ではなく浄化させる

・荒んだ心を少しでも浄化させてあげる指導を心掛けたい。

⇒意味を理解させ、反省させ、謝罪させ、更生への決意を持たせて、それを受け止め、認めることである。たとえ騙されてもきちんと信じて次につなげたい。

⇒集団の場合も襖ぎの場面は一人ひとり設定したい。保護者が心配していることや担任の苦労や学年職員が心配していることを伝え、どんな支援を行っていくかを伝え、励ましたい。一人一人の声掛けが生徒の心を洗い更生への第一歩となる。最後は生徒の口から「ありがとうございました」と頭を下げられるような指導を目指したい。

同じことを何度も繰り返し、保護者も学校も手におえない、指導が入らない生徒もいる。学校が結果責任を果たせない場合は、福祉機関や司法機関の手に委ねることが本人にとって一番良いことであると判断し、躊躇なく関係機関につなぐ手配をすべきである。

しかし、こういう方法を取る場合には、学校がそれまで最大限努力し、誠意を尽くしてからである。努力をしたかどうかを第三者が判断するのも「これだけやってくれば仕方がない」「仏の顔も三度まで」「堪忍袋の緒が切れる」というものがなければ指示は得られない。

## ＜問題を起こした生徒の保護者への対応＞

近年、学校現場を取り巻く環境の保護者の多くは、学校で起きている問題に対しては「学校が悪い」と考えている。学校側は「保護者がダメ」と思っている。このズレに問題がある。「学校が悪い」と思っている保護者をいくら学校に呼び出しても話が入っていかないのが現状である。

### ○生徒は立ち直させるために、保護者を担任の同士にする

▶「一緒に協力して行きましょう。よろしくお願いします」と手を携えながら生徒の支援をしていきたい。前述したが、保護者も実は困っている。だからこそ、教育者のプロとして関わりたい。

### ○責任転嫁ばかり行い、改善が見込めない場合には時に「法」に関わる手続きを説明することもある。

▶生徒指導主任や担任以外の教職員が詳しく説明することも必要な場合がある。その事例の一部が以下の場合である。

※1 暴力行為や窃盗の場合、家庭裁判所の審判に回される。刑法に違反場合でも虞犯行為で審判される場合もある。

※2 暴力行為は被害届が出されれば、取り調べに入る。いじめなどの人権侵害で人権擁護委員会（国の機関）に訴えられれば学校に調査が入る。

※3 家庭裁判所からの紹介があれば、学校生活の様子を事実記載し、報告しなければならない。生活改善が見られない場合はその事実を報告せざるを得ない。調査官は記載された内容による心証で審判する。

#### 心証＝学校の実績記載

※4 14歳以上は犯罪行為、14歳未満は触法行為とし少年法では区別されるが、実際には家庭や学校に指導力がなければどちらも施設に搬送される。